

オープンカウンター方式による見積提出依頼について

- ・ 会計法（昭和 2 2 年法律第 3 5 号）第 2 9 条の 3 第 5 項に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積合わせを前提とした見積提出依頼です。
- ・ 期日までに提出された有効な見積書のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約相手方として決定します。
- ・ 参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読のうえ、ご参加下さい。

〈留意事項〉

1 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号。以下「予決令」という。）第 7 0 条の規定に準じて、これに該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当するものとする。
- (2) 予決令第 7 1 条の規定に準じて、これに該当しない者であること。
- (3) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、防衛装備庁が求める「資格の種類」の C 又は D 等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。ただし、当該競争参加資格を有していない者であって、このオープンカウンターに参加を希望する者のうち、以下のアからウのいずれかの条件を満たす者については、この限りでない。
 - ア 中小企業等経営強化法（平成 1 1 年法律第 1 8 号）第 5 0 条第 1 項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第 5 2 条第 1 項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 4 1 年法律第 9 7 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）
 - イ 同号本文又はアに該当しない中小企業者であって、同一の相手方（公的機関、民間企業のいずれかを問わない）に対し、直近 1 年間で 1 か月以上にわたり、常時継続的に物品を納入し、又は役務等を提供している実績が確認できる事業者
 - ウ 見積の提出日までの 1 年間に於いて、支出負担行為担当官防衛装備庁長官官房会計官付経理室長との間で契約を締結した実績がある事業者（防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、A 又は B 等級に格付けされている者を除く。）
- (4) 防衛省又は防衛装備庁から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省又は防衛装備庁と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

- (8) 第3号の規定にかかわらず、見積提出依頼を行っても見積提出者がいない若しくは見積提出者との商議が不調となったために再度見積提出依頼を行う場合又は同一年度中に同一の物品調達等においてオープンカウンター方式による見積提出依頼を行った結果、防衛装備庁が求める「資格の種類」のA又はB等級に格付けされた事業者からしか見積提出が確認されなかった場合においては、当該物品調達等に関しては、「資格の種類」のA又はB等級まで範囲を拡大して見積提出依頼を行うことができるものとする。なお、この場合におけるA又はB等級の者についても、前各号（第3号を除く。）の規定を適用する。

2 見積書の提出等

- (1) 見積書の様式は、防衛装備庁ホームページで掲載している様式を用いるものとする。
- (2) 見積書の提出の際には、前記1第3号に定める参加資格を持つことを証明する書類の写し（以下「資格証明書」という。）を提出するものとする。ただし、同一年度の別の見積合わせに参加した際に、既に資格証明書を提出している場合は再度の提出を不要とする。
- (3) 見積書及び資格証明書の提出にあたっては、持参、郵送若しくは民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便又は電子メールにより提出しなければならない。
- (4) 前号において、見積書提出期限までに到達しなかった見積書は無効とする。

防衛装備庁長官官房会計官付経理室

〒162-8870 東京都新宿区市谷本村町5-1 D棟3階

代表 03-3268-3111（内線）35863

※ なお、見積書を郵送等される場合には、封筒の表に「**〇〇〇〇のオープンカウンター見積書在中**」と朱書きして下さい。

3 無効な見積書

次の各号に該当する見積書は無効とする。

- (1) 参加資格要件を有しない者が提出した見積書
- (2) 件名、金額、見積者（法人又は団体の場合は代表者と担当者）の記名等の記載を必要とする事項を欠く見積書
- (3) 金額を訂正した見積書
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (5) 公正な競争の執行を妨げた者が作成した見積書又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積書
- (6) 同一人が作成した金額の異なる2通以上の見積書
- (7) 記載する見積書提出期限までに提出されなかった見積書
- (8) 仕様書等で定める条件に違反して提出された見積書
- (9) 前各号に掲げるほか、支出負担行為担当官の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していない見積書

4 契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示された事業者を契約の相手方と致します。

見積書は、各案件において特段の指示のない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税抜き）を記載して下さい。

したがって、契約金額は、見積書に記載されている金額に消費税を加えた金額となります。

5 見積合わせ結果について

契約の相手方と決定した事業者には防衛装備庁から連絡致します。

見積提出者は、見積書提出期日後、上記2に問い合わせ頂ければ、決定業者と契約金額についてお伝えします。

6 契約書等作成の要否について

会計法令等の規則に基づき、契約金額に応じて指定の契約書又は請書を作成して頂きます。（契約金額によっては作成を省略する場合があります。）

7 その他

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、すべて見積合わせに参加する者が負担する。
- (2) 支出負担行為担当官は契約の相手方を決定するために、見積合わせ参加者に対して追加資料の提出を求めることができる。
- (3) 上記5において、契約の相手方となるべき同価の見積書をもって申込みをした者が二人以上あるときは、予決令第83条の規定に準じて、くじ引きにより契約の相手方を決定するものとする。
- (4) 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき、又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとする。
- (5) 同等品による見積書の提出を希望する者は、見積書提出前に、同等品確認書を提出するものとする。なお、同等品確認書を作成するにあたっては、同等品確認部署に直接連絡し、同等品としての確認を得るものとする。
- (6) 同等品の申請は、対象案件を公表した日から起算して5日目（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）を基準とし、公募時において定めた期限までに提出するものとする。
- (7) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 支出負担行為担当官は都合により、見積合わせを取り止めることができる。